

復興大臣 渡辺 博道 様

要 望 書

令和5年1月12日

福島県南相馬市長 門馬 和夫

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の発生から
11年10か月が経過し、この間、当市では総力を挙げて、復旧・
復興に向け全力で取り組んでまいりました。

しかしながら、今もなお、風評等の影響は大きく、また多くの住民
が避難生活を余儀なくされ、帰還した住民においても、健康面や経済
面において不安を抱えた生活を送っています。

このような中、復興の更なる発展に向け加速していくためには、第
2期復興・創生期間においても、住民の生活再建に対する継続的な支
援と産業基盤再生への様々な支援が必要不可欠であります。

つきましては、下記の内容について確実に対応をいただくよう、強
く要望いたします。

記

1 第2期復興・創生期間の支援について

第2期復興・創生期間においても切れ目なく安心感を持って復興
を進めることができるよう、十分な組織体制の継続、復興の進度に
応じた柔軟な制度の構築、安定的な財源を確保するとともに、今後
新たに顕在化する課題に対しても、引き続き国が前面に立って取り
組むこと。

【関係省庁：復興庁】

2 被災市民のヘルスケアに係る支援制度の創設及び財政支援について

避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料(税)等の免除措置に係る財政支援が見直され、令和4年度を周知期間とし、令和5年度以降における保険料の免除措置に係る激変緩和措置と一部負担金等の免除終了時期が提示された。

これまで原発事故後の環境変化等に伴うストレスや運動不足、食生活等の変容による市民の心身の問題については、病院などの医療機関が主となって対応してきたのが実状であるが、今後、今回の見直しによる医療費等への負担増により、各医療機関への受診控えが生じることで、心や体の健康が損なわれることが懸念されるため、高齢者をはじめとした被災市民のヘルスケアに係る支援制度の創設及び財政支援を実施すること。

【関係省庁：厚生労働省】

3 避難指示区域等における高速道路無料措置について

避難指示区域等における高速道路無料措置について、一時帰宅を含めてふるさとを往来する避難者の経済的な負担を軽減し、家族や地域との関係性を維持し、帰還を促進するため、被災者に寄り添った柔軟な対応を維持しつつ、令和5年4月以降も継続すること。

また、その適用範囲を全市一律に拡大すること。

なお、現在の利用の目的と利用するIC（インターチェンジ）を申請により特定するICペア設定導入など見直しが検討されているが、**原発事故による避難先からの通勤等に対し、無料措置が除外された場合、離職、転職等の動きが予測され、当市の復興に支障が生じることが懸念されるため、避難者の通勤等に係る経済的負担を軽減するための必要な対策を講じること。**

【関係省庁：復興庁・国土交通省】

4 帰還困難区域の解除に向けての国有林等の処理方針について

本市の帰還困難区域の約24平方キロメートルのうち94%の約22.5平方キロメートルが国有林で占められており、残り6%の1.5平方キロメートルが民有地等となっている。

現在でも当市のほかに、帰還困難区域を抱える自治体は、6自治体（双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村、葛尾村）あり、それぞれの状況は異なるが、自治体内に帰還困難区域が存在することで、住民の帰還及び移住・定住の意欲が損なわれ、さらには風評も払拭されにくく、浜通り地域全体の復興の妨げとなっている。

このことから、国有林に係る放射性物質の処理方針を早期に決定し、帰還困難区域の解除に向けた取組を確実に実施すること。

【関係省庁：内閣府 原子力災害対策本部】

5 福島国際研究教育機構による広域的な効果の波及について

福島国際研究教育機構（以下「機構」という。）の取組による効果は、本施設の立地地域だけでなく、復興に取り組む地域全体に波及するものでなければならない。そのためには、①芽生えている地域の特性を生かした実証フィールド②研究者と幅広い地域人材との交流③充実した生活環境による優秀な人材の確保の3点が極めて重要と考える。

当市においても機構による広域的な効果が波及するよう、各種取組みを想定していることから、早期かつ定期的な機構に関する情報共有と意見交換の場を開催するなど、関係自治体との密な連携体制を構築すること。

また、機構の効果を広域的に波及させるためには、JR常磐線の利便性の向上が必須であり、JR東日本に対し、常磐線の特急などの便数を増やすことなどを働きかけるとともに、必要に応じて運行に関しての財政支援を検討すること。

【関係省庁：復興庁】

6 太陽光発電設備の設置に係る規制について

太陽光発電設備について、意図的に発電事業者の名義を調整し、高圧太陽光発電設備（50KW以上）のものを低圧太陽光発電設備（10～50KW未満）に分割して、国にFITの認定を申請していると考えられる事案が散見され、原子力被災地域の市街地や農地等の乱開発や景観の毀損、電気保安上の安全性が阻害されるなどの問題点が生じ復興を阻害している。

また、非FIT案件についても令和4年4月の電気事業法施行規則の改正で、FIT法同様の分割案件に係る設置規制が設けられたものの、国に対する申請行為自体が発生しないため、FIT案件以上に意図的な分割案件に対する規制が難しくなっている。

今後、さらに非FIT案件が増えることが見込まれることから、FIT法及び電気事業法の分割案件について、「発電事業者」又は「登記簿上の地権者」が同一の場合に加え、産業用太陽光発電の施工販売を行う事業者が、隣接した土地などにおいて、複数の太陽光発電を販売する目的で設置する場合も分割案件の対象とするなど、FIT制度の根本的な問題点を解消するため、審査基準の見直しや審査の厳格化を図ることなどより被災地の実態を踏まえた対策を講じること。

【関係省庁：経済産業省】

7 園芸作物等の振興と生産者の育成について

(1) 原子力被災地域における園芸作物・畑作物の振興について

原子力被災地域全体の園芸作物・畑作物の振興が図られるよう、一大産地化やブランド化などの推進を図るとともに、事業構築に当たって十分な財政支援を行うこと。

(2) 農業教育・研修機関及び運営体制等の整備について

東日本震災及び原発事故以降、当市を含む浜通り地域では、全国に先んじて農業担い手の高齢化や減少が急速に進行しており、新たな農業の担い手の確保が急務である。

当市では、浜通り地域全体における農業人材の供給のため、現在、農業教育・研修機関を令和6年春の開校を目標に取り組んでいることから、当該施設の整備及び運営体制等に対する財政支援を含め全面的に支援すること。

【関係省庁：農林水産省】

8 旧避難指示区域（小高区等）の復興に係る本市の認識について

当市は、原発事故地域で唯一、合併後も旧町の独立性を認める制度である「地域自治区を設置する合併」を行った自治体である。

南相馬市の発展は当然のこと、旧小高町の住民の主体性や小高区としての発展を求めていかなければならない。

小高区は、面積（表1）と住基人口（表2）は共に双葉郡町村と同等の規模を有している。

しかし、原発事故から11年6か月が経過した令和4年9月現在の小高区の居住人口は、3,837人、震災前（12,842人）と比較し、29.9%の居住率（表3）にとどまっている状況であり、双葉郡町村と比較しても、中くらいである。また、小高区における令和2年の高齢化率は、49.6%であり、これは双葉郡町村と比較して、最も高い高齢化率（表4）である。

南相馬市全体で見ると復興が進捗しているが、旧小高町の現状を見れば、原発立地地域である双葉郡と同様の状況であり、復興は、ようやく緒に就いた段階である。

小高区では、今後も復興のステージが進むにつれて新たな課題が次々と出てくることが想定される。このことから、引き続き多様な復興事業に取り組む必要があるため、柔軟な制度構築、安定的な財源の確保など、被災地に寄り添った継続した支援を行うこと。

（表1）双葉郡町村及び小高区の面積

市町村名	面積 (k㎡)
浪江町	223.14
川内村	197.35
檜葉町	103.64
小高区	91.95
葛尾村	84.37
大熊町	78.71
富岡町	68.39
広野町	58.69
双葉町	51.42

（表2）双葉郡町村及び小高区の住基人口

市町村名	H23年3月11日現在の住民登録人口
浪江町	21,434
富岡町	15,916
小高区	12,842
大熊町	11,505
檜葉町	8,011
双葉町	7,140
広野町	5,490
川内村	3,038
葛尾村	1,567

（表3）双葉郡町村及び小高区の居住率

市町村名	R4年9月30日現在の居住人口	居住率 (%)
大熊町	936	8.1
浪江町	1,917	8.9
富岡町	2,063	13.0
葛尾村	467	29.8
小高区	3,837	29.9
檜葉町	4,265	53.2
川内村	1,973	64.9
広野町	4,244	77.3
双葉町	-	-

出典：復興庁「産業復興事例集2022～2023：福島県15市町村の現況」

（表4）双葉郡町村及び小高区の高齢化率

市町村名	総人口	65歳以上	65歳以上の割合 (%)
小高区	3,629	1,763	49.6
川内村	2,044	982	48.0
葛尾村	420	198	47.1
檜葉町	3,710	1,402	37.8
浪江町	1,923	620	32.2
広野町	5,412	1,606	29.7
富岡町	2,128	514	24.2
大熊町	847	87	10.3
双葉町	-	-	-

出典：福島県「令和2年国勢調査人口等基本集計結果」